

熊本市宮高平団地・大窪団地集約建替事業

入札説明書

令和5年（2023年）4月24日

熊本市

— 目 次 —

第 1 入札説明書の定義	1
第 2 特定事業の選定に関する事項	2
1 事業内容に関する事項	2
第 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 民間事業者の募集及び選定方法.....	5
2 募集及び選定に係るスケジュール.....	5
3 応募手続等.....	5
4 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	7
5 入札手続き等.....	12
6 資格、提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	14
7 契約に関する基本的な考え方	16
第 4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	17
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担.....	17
2 提供されるサービス水準.....	17
3 P F I 事業者の責任の履行に関する事項	17
4 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	17
第 5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1 立地に関する事項.....	18
2 土地に関する事項.....	18
3 全体に関する事項.....	18
4 余剰予定地活用に関する事項	18
第 6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
1 基本的な考え方	20
2 管轄裁判所の指定.....	20
第 7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1 P F I 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	21
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
第 8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
3 その他の支援に関する事項	22
第 9 その他特定事業の実施に関し必要な事項	23

1 議会の議決.....	23
2 債務負担行為の設定.....	23
3 情報公開及び情報提供.....	23
4 市からの提示資料の取り扱い.....	23
5 入札に伴う費用分担.....	23
6 本事業に関する市の担当部署.....	23

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【P F I】 : Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法をいう。
- 【P F I 法】 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 【実施方針等】 : 本事業の実施方針及び当該実施方針に関する質問・回答をいう。
- 【P F I 事業者】 : P F I 法に基づき、特定事業を実施する民間事業者であり、本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
なお、本事業においては、S P C（特別目的会社）の設立は認めない。
- 【B T 方式】 : Build Transfer 方式の略。P F I 事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）した後、施設の所有権を公共側に移管（Transfer）し、施設の運営は公共側が行う方式をいう。
- 【V F M】 : Value for Money の略。支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方。従来の方式と比べて、P F I の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。
- 【事業用地】 : 市が所有する熊本市営高平団地及び熊本市営大窪団地が現に立地する場所で、要求水準書別紙1及び別紙5に示す土地をいう。
- 【建替住宅等整備用地】 : 市が所有する熊本市営高平団地が現に立地する場所で、要求水準書別紙1に示す土地をいう。
- 【既存住宅】 : 事業用地において現に立地する公営住宅をいう。
- 【既存住宅等】 : 既存住宅及び既存住宅に付帯する施設をいう。
- 【建替住宅】 : 本事業で、新たに整備する市営住宅をいう。
- 【建替住宅等】 : 本事業で、新たに整備する市営住宅及び付帯施設等をいう。
- 【余剰予定地】 : 建替住宅等整備用地から建替住宅等の整備用地を除いた部分をいう。
- 【落札者】 : 選定審議会から優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- 【入札参加者】 : 資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
- 【応募グループ】 : 施設的设计、建設、工事監理、入居者移転支援及び余剰予定地活用能力を有し、本事業に参加する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【代表企業】 : 応募グループの代表として入札手続きを行う企業をいう。
- 【構成員】 : 応募グループを構成する企業をいう。
- 【資格審査書類】 : 入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書をいう。
- 【選定審議会】 : P F I 法に基づく事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
- 【入札価格】 : 応募グループが入札した本事業の実施に係る対価をいう。

- 【事業提案書】** : 本事業に関する事業計画の内容を記載した書類及び図書で、応募グループが入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出したものをいう。
- 【実施方針等】** : 実施方針の公表の際に市が公表した書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付書類をいう。
- 【入札説明書等】** : 入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、様式集をいう。

第1 入札説明書の定義

この入札説明書は、熊本市（以下「市」という。）がPFI法に基づき、令和5年4月19日に特定事業として選定した「熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加を希望する者を対象に交付するものである。

本事業の基本的な考え方については、令和4年11月1日に公表した実施方針と同様であるので、入札参加を希望する者は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な書類を提出することとする。

また、別添資料①「熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）、別添資料②「熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、別添資料③「熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業様式集」（以下「様式集」という。）、別添資料④「熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）は、本入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針等に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

第2 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業

(2) 事業に供される公共施設等

市営住宅（付帯施設等を含む）

(3) 公共施設等の管理者の名称

熊本市長 大西 一史

(4) 事業の目的

熊本市営高平団地は、耐用年数を経過し施設の老朽化も進んでいることから「熊本市市営住宅長寿命化計画（2019.3）」において、「建替」に位置付けた。また、2020年度から「民間活力導入可能性調査」を実施し、PFI手法等の比較・検証を行なうとともに、今後も進行が想定される少子・高齢化に伴う人口減少社会に対応するため、持続可能なまちづくりに寄与することを念頭に、同一校区内をはじめ近隣の市営住宅の集約や計画地の立地ポテンシャルなど総合的に検討を行った。

その結果、市は、高平団地及び大窪団地の集約建替を、効率的かつ円滑な事業推進及び事業費の縮減等の実現を図るためPFI事業として実施する。集約建替においては、多様な世帯が安心・快適に暮らせる住宅を供給すると共に、付帯事業として余剰予定地を有効活用し、良好な住環境を確保し市営住宅と一体的なまちづくりを行うため、余剰予定地に子育てファミリー世帯等の定住促進を図れるような良好な住宅等の整備を行い、地域コミュニティの形成、団地内外活性化に貢献することを目的とする。また、環境負荷の低減のための配慮や省エネルギーの推進など温暖化対策に配慮するとともに、良好な住環境の形成に努めることとする。

このため、本事業においてはPFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する者として選定された民間事業者が、市が所有する事業地内において市営住宅を整備し、その建替えにより創出される余剰予定地の活用を行う。

(5) 事業の概要

ア 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施し、PFI事業者が自らの提案をもとに、既存住宅等の解体撤去、建替住宅整備用地における建替住宅等の整備、余剰予定地における民間施設等の整備を一体的に行うものである。

イ 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は以下のとおりとし、詳細は要求水準書に示す。

(ア) 整備対象施設

a 建替住宅

b 付帯施設等

(a) 敷地内通路

(b) 駐車場

(c) 自転車置場

- (d) 集会所
- (e) ごみステーション
- (f) 緑化
- (g) 受水槽・機械室等
- (h) 雨水排水
- (i) 再生可能エネルギー
- (イ) 解体・撤去施設
 - (a) 既存住宅
 - (b) 既存住宅付帯施設

ウ 事業範囲

P F I 事業者が実施する業務範囲は、要求水準書に示す。

エ 予定価格

金 4, 4 1 1, 1 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき実施するものとし、P F I 事業者は市が所有権を有する土地に存在する既存住宅等を解体除却し、新たに建替住宅等を整備した後、市に所有権を移転する方式（B T : Build Transfer 方式）とする。

(7) P F I 事業者の収入及び負担

市は、本事業の実施について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、P F I 事業者から提供されたサービスに対し、市と P F I 事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより、契約期間にわたって、本事業の実施に必要なサービスの対価を P F I 事業者に対し支払う。

ア P F I 事業者の収入

(ア) 市は、市営住宅等整備業務に要する費用として、令和 5 年度以降、毎年度 1 回、各年度末の出来高の 10 分の 9 以内の額を支払う。なお、本事業完了前に引渡しを要する各工区の下記 a から e までの業務に係る費用については、当該業務の引渡し時に残額を一括して支払う。

- a 建替住宅等の基本設計業務又は実施設計業務
- b 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務
- c 建替住宅の整備に関する業務
- d 既存住宅等の解体撤去に関する業務
- e 集会所の整備に関する業務

(イ) 市は、入居者移転支援業務に要する費用を、令和 5 年度以降、実績に応じた額を支払う。

イ P F I 事業者の負担

(ア) P F I 事業者は、市営住宅等整備業務に要する費用を、ア(ア)の市からの支払いがあるまでの間、負担する。

(イ) P F I 事業者は、入居者移転支援業務に要する費用を、ア(イ)の市からの支払いがあるまでの間、負担する。

(ウ) P F I 事業者は、自らが提案した余剰予定地の取得費用を余剰予定地の取得時に市へ支払う。

(エ) P F I 事業者は、余剰予定地における民間施設等の整備を自らの事業として行う。

(8) 事業期間及び事業実施スケジュール

本事業において予定されている事業実施スケジュールは以下のとおりとするが、この期間を短縮して事業を進める提案は可能とする。

事業実施スケジュール（予定）

時 期（予定）	内 容
令和5年度（令和5年12月）	事業契約の締結（12月議会）
令和5年度～令和9年度	第1工区既存住宅等の解体及び第1工区建替住宅等の整備
令和9年度	第1工区建替住宅等の供用開始、第1工区への本移転
令和9年度～令和11年度	第2工区既存住宅等の解体及び第2工区建替住宅等の整備
令和11年度	第2工区建替住宅等の供用開始、第2工区への本移転
令和12年度	大窪団地既存住宅等の解体及び外構整備
令和12年度～令和13年度	余剰予定地の活用

※上記のとおり概ね7年間で想定しているが、PFI事業者からの提案により、工区や移転支援の内容、整備手順及び解体手順が異なる場合がある。

(9) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたり、法令及び条例等を遵守すること。なお、これらに基づく許認可等が必要な場合は、PFI事業者がその許認可等を取得すること。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）に該当する予定である。

2 募集及び選定に係るスケジュール

民間事業者の募集及びPFI事業者の選定は、次のスケジュールにより行う。

日 程	内 容
令和5年4月24日	入札公告、入札説明書等の公表
令和5年4月24日 ～5月19日	入札説明書等に関する質問受付
令和5年6月14日	入札説明書等に関する質問に対する回答及び公表
令和5年6月21日 ～6月23日	資格審査書類（入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書）の受付及び審査
令和5年7月14日	入札参加資格審査の結果通知
令和5年8月14日 ～8月18日	入札提出書類（提案書等（正のみ））の郵送等による提出
令和5年8月21日	入札提出書類（提案書等（副のみ））の持参及び開札
令和5年9月	プレゼンテーション
令和5年9月	PFI事業者（落札者）の決定及び公表
令和5年10月	仮契約締結
令和5年12月	本契約締結（12月議会に上程）

3 応募手続等

（1）入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針に対する意見及び提案を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表する。

（2）参考資料の配布

希望者に対して、以下に示す参考資料を配布する。

配布資料 参考資料1：既存住宅等図面
 参考資料2：測量調査成果図データ
 参考資料3：地質調査報告書
 参考資料4：アスベスト等調査報告書

配布期間 : 令和5年4月24日（月）から令和5年5月19日（金）まで（熊本市の休日及び期間の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定す

る市の休日（以下、「休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

配布場所 : 熊本市都市建設局住宅部住宅政策課

配布方法 : 参考資料の配布を希望する企業は、申込期間内に「参考資料配布申込書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付もしくはFAXで下記申込先に提出すること。メールタイトルは「参考資料配布申込書」と明記すること。
なお、送信後、電話にて受信確認を行うこと。

申込先 : 熊本市都市建設局住宅部住宅政策課
TEL : 096-328-2438
FAX : 096-359-6978
電子メール : jutakuseisaku■city.kumamoto.lg.jp
(■を@に読み替える。)

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

提出方法 : 入札説明書等に関する質問書（様式2）に必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付もしくはFAXで下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「入札説明書等に対する質問・意見（企業名）」と明記すること。
なお、送信後は電話にて受信確認を行うこと。

提出先 : 熊本市都市建設局住宅部住宅政策課
TEL : 096-328-2438
FAX : 096-359-6978
電子メール : jutakuseisaku■city.kumamoto.lg.jp
(■を@に読み替える。)

提出期限 : 令和5年5月19日（金）午後4時必着

(4) 入札説明書等に関する質問への回答

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問・意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年6月14日までに市ホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。ただし、民間事業者から提出のあった質問又は意見に対し、市が必要と判断した場合には、直接ヒアリングを行う場合がある。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

(5) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

入札参加を希望する者は、参加申込書及び参加資格審査書類を提出し、市の審査を受けることとする。資格審査の結果は、令和5年7月14日（金）までに応募者に通知する。また、資格審査を通過しなかった応募者には、その理由を記載した確認通知書を通知する。

提出書類 : 様式3から様式13まで 各1部

提出方法 : 持参又は郵送で下記提出先に提出すること。また、封筒の表面に申請する

「事業名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

なお、郵送による場合は一般書留か簡易書留によることとし、熊本市都市建設局住宅部住宅政策課に令和5年6月23日（金）午後5時までに必着とする。

提出先 : 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部住宅政策課

提出期限 : 令和5年6月21日（水）から令和5年6月23日（金）まで

郵送する場合は、令和5年6月23日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

(ア) 入札参加者は、次に掲げる企業で構成される応募グループとする。

a 建替住宅等を設計する企業（以下、「設計企業」という。）

b 建替住宅等を建設する企業（以下、「建設企業」という。）

c 建替住宅等の工事を監理する企業（以下、「工事監理企業」という。）

d 入居者移転支援業務を行う企業（以下、「入居者移転支援業務企業」という。）

e 余剰予定地活用企業

イ 応募グループ

応募グループは、代表企業を定めること。

ウ 代表企業

代表企業は、本事業を遂行するうえで中心的な役割を果たす企業とし、建設企業又は余剰予定地活用企業に限るものとする。なお、建設企業として特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）を組成する場合に建設企業を代表企業として定める場合には、当該JVの代表者である代表構成員を代表企業とし、余剰予定地活用企業が複数ある場合に余剰予定地活用企業を代表企業として定める場合は、余剰予定地の対価の支払いが最大のものを代表企業とする。

エ 複数業務について

応募グループの構成員のうち、(2)イ(ア)～(オ)の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、工事監理企業は建設企業を兼ねることはできないものとし、資本関係もしくは人的関係において次に掲げる(ア)～(オ)のいずれかに該当する者でないこととする。

(ア) 工事監理企業が建設企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している者。

(イ) 工事監理企業が建設企業の資本総額の50%を超える出資をしている者。

(ウ) 建設企業が工事監理企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している者。

(エ) 建設企業が工事監理企業の資本総額の50%を超える出資をしている者。

(オ) 工事監理企業において代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている者。

オ 構成員の変更等について

資格審査書類の受付日後においては、原則として応募グループの構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。

カ 複数応募の禁止

応募グループの構成員及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者(※)は、他の提案を行う応募グループの構成員になることはできない。

※「資本面において関係のある者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※「人事面において関係のある者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者(個人企業の場合は代表者。以下同じ。)が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(2) 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

ア 入札参加者の参加資格要件(共通)

(ア) PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(ウ) 会社更生法第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(エ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。

(オ) 市から、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第108号)、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(カ) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

(キ) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(ク) 過去3年間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

(ケ) 市が、本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者並びに同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。

・株式会社地域経済研究所

・株式会社地域経済研究所が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社地域計画建築研究所、楠会計事務所及び弁護士法人御堂筋法律事務所

(コ) 選定審議会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関係のある者が参加していないこと。

イ 入札参加者の参加資格要件(業務別)

入札参加者は、事業を適切に実施できる能力(技術・実績・資金・信用等)を備える者であり、資格審査書類の受付日において、それぞれ次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、総括する者を置くものとし、総括する者は次のaからdの要件を、その他の者はa及びbの要件を満たしていること。

- a 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 41 年規則第 15 号）第 10 条に規定する有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 共同住宅（各戸が一部屋だけの共同住宅を除く。）で、5 階建て以上の新築工事の実績及び延床面積 2,000 m²以上又は 30 戸以上の新築工事（以下、「参加資格要件工事」という。）の基本設計又は実施設計の元請としての実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 15 年間に竣工したものに限り。
- d 設計企業と入札参加申込書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、落札後、市が必要と認めた場合、設計企業は配置予定技術者（管理技術者）を変更することができる。

(イ) 建設企業

建設企業は J V とする。

J V を組成するにあたり、次の a の要件を満たすこととし、代表者である代表構成員は、次の b から f の要件をすべて満たし、その他の構成員は、次の b から d の要件をすべて満たしていること。

- a J V の組成にあたっては、共同施工方式（以下「甲型 J V」という。）によるものとし、次の要件をすべて満たしていること。
 - (a) J V の代表構成員は出資比率が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
 - (b) J V の構成員数は 3 社とすること。
 - (c) 1 構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。
※甲型 J V の詳細については国土交通省ホームページを参照のこと。
URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html
- b J V の構成員については、有資格者名簿の業種名「建築一式工事」に登録していること。
- c 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、当該企業が実施する工事に対応した業種（以下「対象業種」という。）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- d 「建築一式工事」について、直近の建設業法第 27 条の 23 の規定する経営事項審査の結果による総合評定値が、建設企業のうち 1 者以上が 1,000 点以上の者であること。その他の者は 850 点以上であればよいものとする。
- e 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 15 年間に竣工したもので、元請として受注したものであること。なお、J V として有する工事実績については、以下のとおりに限るものとする。
 - ・ 2 社の場合、30%以上の出資比率
 - ・ 3 社の場合、20%以上の出資比率
 - ・ 4 社の場合、15%以上の出資比率
- f 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置できること（申請は 3 名まで

可)。

(a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。

(b) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、総括する者を置くものとし、総括する者は次のaからdの要件を、その他の者はa及びbの要件を満たしていること。

a 熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則第 10 条に規定する有資格業者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されていること。

b 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

c 参加資格要件工事の工事監理の元請としての実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 15 年間に竣工したものに限る。

d 工事監理企業と、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。

(エ) 入居者移転支援業務企業

a 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 5 条に規定する参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。なお、名簿に登録されている業種等の詳細は問わない。

b 入居者移転支援業務企業は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による宅地建物取引業者の免許を有すること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、総括する者を置くものとし、すべての入居者移転支援業務企業が当該免許を有すること。

(オ) 余剰予定地活用企業

a 参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、名簿に登録されている業種等の詳細は問わない。

b 余剰予定地活用企業は、提案する内容と同種の事業を行った実績を有する者であること。なお、複数の者で業務を分担する場合は、総括する者を置くものとする。

ウ 資格審査書類の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた応募グループの構成員が、資格審査書類の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、応募グループの構成員のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、入札参加資格等を確認のうえ、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。

(イ) 開札日の翌日から P F I 事業者（落札者）決定日までの間、応募グループの構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を P F I 事業者決定のための審査

対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

- (ウ) 事業契約に係る議会の議決日までの間、P F I 事業者の構成員が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市はP F I 事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市はP F I 事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合、当該P F I 事業者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、入札参加資格を有する構成員を補充し、市が入札参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該P F I 事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

(3) 応募に関する注意事項

ア 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除とする。

イ 提出書類の取り扱い・著作権等

入札書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、アプリケーションソフトウェア、サービス提供方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(ウ) 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出書類の変更の禁止

入札参加者は、提出書類の変更を行うことはできない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

5 入札手続き等

(1) 入札

入札参加者は、入札提出書類（入札書及び本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書）を以下のとおり提出すること。

ア 入札提出書類の郵送等による提出

提出方法 : 入札参加者は、入札書及び事業提案書の正1部及び内容を記録した電子メディア（CD-R等）をまとめて一般書留か簡易書留の郵送により提出すること。持参、電送（電子メール等）による提出は認めない。郵送物の表に「入札提出書類在中」と明記の上、応募グループ名を記載すること。

提出先 : 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市都市建設局住宅部住宅政策課

提出期限 : 令和5年8月14日（月）から令和5年8月18日（金）までの午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出書類等

(ア) 入札書

下表に示す様式を封筒に入れ密封し、入札書に押印した印鑑と同じもので封筒の全ての継ぎ目に封印し、「事業名」、「入札書在中」及び「親展」と明記のうえ、応募グループ名を表記して1部を入札提出書類の提出期限必着で郵送等により提出する。各様式は「様式集」に従い、Microsoft Word（原則10.5ポイント活字）またはMicrosoft Excelを使用して作成すること。

なお、入居者移転支援業務に要する費用のうち、入居者移転支援実費及び入居者移転支援実費の調達金利の入札額については「様式集」様式17、18記載の市指定パラメーターを用いて仮に設定するものとする。

書類名称	様式
入札書	16
入札書（市営住宅整備等の対価）	17
入居者移転支援業務実費の調達金利	18
入札書（余剰予定地の対価）	19

(イ) 事業提案書

事業提案書は下表による。各様式は「様式集」に従い、Microsoft Word（原則10.5ポイント活字）またはMicrosoft Excelを使用して作成すること。

提出書類は正1部を入札提出書類の提出期限必着で郵送等により提出、副10部を開札日に持参により提出すること。

ファイルは取り外しが可能なものとする。

なお、電子データにて作成するものについては、その内容を記録した電子メディア（CD-R等）を封筒に入れ密封し、応募グループ名を表記して1部を入札提出書類の提出期限必着で郵送等により提出する。

書類名称	様式
事業提案書等提出届	20
事業提案書等の提出確認表	21

要求水準に関する確認書	22
事業提案書（表紙）	23
基礎的事項に関する確認書	24
住宅性能評価の等級に関する確認書	25
基本方針・実施体制等（1）本事業に関する基本的な考え方	26
基本方針・実施体制等（2）事業実施体制	27
基本方針・実施体制等（3）事業収支計画及びリスク管理	28-1
基本方針・実施体制等 資金調達計画	28-2
市営住宅整備（1）建替住宅と余剰予定地及び周辺地域と一体性・連携を重視した土地利用【建替住棟等配置計画】	29
市営住宅整備（2）使いやすく快適かつ柔軟性のある住宅供給【住戸内計画】	30
市営住宅整備（3）周辺環境への配慮	31
市営住宅整備（4）ユニバーサルデザインによる住環境の整備	32
市営住宅整備（5）災害に強い住環境の整備	33
市営住宅整備（6）良好な地域コミュニティの形成	34
市営住宅整備（7）維持管理性能の向上及び長寿命化の実現	35
市営住宅整備（8）地球環境への配慮	36
施工計画（1）施工体制	37
施工計画（2）近隣及び入居者への配慮	38
施工計画（3）スケジュールの適切性	39
入居者移転支援（1）事業実施体制及び事業実施計画	40
入居者移転支援（2）入居者への配慮	41
余剰予定地活用の計画（1）活用の方針	42
余剰予定地活用の計画（2）活用計画	43
地域経済への貢献	44
提案概要の表紙	45
熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業の提案概要	46
図面集（表紙）	47
設計図一覧	48
コンセプト図	49-1
外観透視図（鳥瞰）	49-2
外観透視図（目線）	49-3
面積表	49-4
内外部仕上表	49-5
全体配置図	49-6
建替住宅平面図	49-7
建替住宅立面図	49-8
建替住宅断面図	49-9
住戸平面図	49-10
集会所平面図・立面図・断面図	49-11
日影図	49-12

造成及び擁壁計画図	49-13
余剰予定地計画図	49-14
事業実施工程表	49-15
工事計画図	49-16

(2) 開札

開札は、入札参加者の立会いの下で行う。入札参加者は、入札提出書類（副）10部を持参し、開札に立ち会うこと。なお、開札により、市営住宅等整備に係る対価が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は失格とする。この際に、開札の場で予定価格の公表は行わない。

なお、後日、入札参加者の応募グループ名及び企業名の公表を予定している。

開札日時 : 令和5年8月21日 午後3時00分

開札会場 : 熊本市役所本庁舎9階会議室

(3) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(4) 落札の無効及び取消し

ア 落札の無効

申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

イ 落札の取消し

競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認められた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

ウ 落札決定を取り消した場合の措置

落札者が事業契約を締結しない場合及び前項イにより落札決定を取り消した場合は、総合評価一般競争入札の総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約の手続を行うことがある。

6 資格、提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 落札者の選定方法及び選定審議会の設置

市は、落札者の選定を総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により行うにあたり、学識経験者等で構成される選定審議会を設置する。

なお、選定審議会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、選定委員に対しての接触を禁止する。

氏名（敬称略）	分野 / 所属機関（団体）名
古賀 香代子	学校法人九州ルーテル学院大学 人文学部 教授
神毛 恵	税理士・行政書士
佐藤 哲	公立大学法人熊本県立大学 環境共生学部 准教授
田中 智之	国立大学法人熊本大学 大学院先端科学研究部 教授
東野 洋尚	熊本市都市建設局住宅部長
渡邊 和親	公募委員

（委員の順序は五十音順で掲載）

（２）審査の内容

選定審議会において、各応募グループの入札価格及び事業提案書の提案内容等を総合的に評価し、落札者候補として最も適当な者を選定する。

選定審議会は原則として非公開とし、審査及び選定の具体的な内容については、別添資料②「落札者決定基準」において提示する。

なお、落札者を選定するまでの間に、応募グループの構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

（３）審査の方法

選定審議会において、入札価格に基づく「入札価格評価点」と、事業提案書の提案内容等の審査結果に基づく「提案内容評価点」を合算した「総合評価点」を算出し、総合的に評価を行う方法とする。

審査項目の詳細及び配点等については、落札者決定基準に示す。

（４）提案内容に関するヒアリングの実施

6（３）の総合評価にあたって、提案内容の確認のため、選定審議会が必要と判断した場合、当該入札参加者に対してヒアリングを実施する。

ア 実施時期

令和5年9月（予定）

イ 実施内容

ヒアリングを実施する場合は、市は、ヒアリング実施の遅くとも7日前までに、日時、場所、ヒアリングの内容等を、代表企業に連絡する。

（５）落札者の決定

選定審議会は、市に選定結果を報告し、市は、選定審議会による落札者候補の選定の報告を踏まえ、落札者を決定する。

なお、入札参加者が一定の基準を満たさない場合には、市は落札者を決定しない場合がある。詳細については、落札者決定基準に示す。

（６）審査結果及び評価公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、審査の結果は市のホームページにおいて公表する。

7 契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の概要

市は、提案内容に基づき、落札者（P F I 事業者）と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、事業契約を締結する。

事業契約は、本事業を包括的かつ詳細に規定する契約とし、契約期間は契約成立日から令和 12 年度までの、落札者の提案する期日までとする予定である。

なお、事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、P F I 事業者の負担とする。

(2) 契約保証金の納付等

熊本市契約事務取扱規則(昭和 3 9 年規則第 7 号)第 2 2 条の定めるところにより、落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市とPFI事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、入居者移転支援業務及び余剰予定地活用業務の責任は、原則としてPFI事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市とPFI事業者の責任分担は、原則として事業契約書（案）によることとする。

応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

(3) 保険

PFI事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的な範囲で付保するものとする。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準（以下、「要求水準」という。）については、要求水準書に示す。

3 PFI事業者の責任の履行に関する事項

PFI事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行するものとする。なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金の納付等の方法により事業契約の保証を行う。

4 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、要求水準書で定めたサービス水準をPFI事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングの実施に伴い、市に直接発生する費用（人件費や交通費）は市の負担とし、実施に必要な説明、報告のための資料作成などの費用はPFI事業者の負担とする。また、PFI事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用については、PFI事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

モニタリング方法等の詳細については、要求水準書に示す。

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

名称	高平団地	大窪団地
所在地	熊本市北区高平2丁目381-1ほか	熊本市北区大窪5丁目261-6ほか
用地面積	14,312.0 m ²	12,979.0 m ²
用途地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域 準工業地域
指定建蔽率	60%	60%
指定容積率	150%	第二種中高層住居専用地域：150% 準工業地域：200%
高度地区	なし	なし
道路斜線	勾配 1.25 適用距離 20m	第二種中高層住居専用地域： 勾配 1.25 適用距離 20m 準工業地域： 勾配 1.5 適用距離 20m
隣地斜線	勾配 1.25 立上り 20m	第二種中高層住居専用地域： 勾配 1.25 立上り 20m 準工業地域： 勾配 1.5 立上り 31m
北側斜線	なし	なし
日影規制	時間：8時～16時 測定点：4.0m 日影時間：5mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間	第二種中高層住居専用地域： 時間：8時～16時 測定点：4.0m 日影時間：5mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間 準工業地域：なし

2 土地に関する事項

市は、事業用地については、工事着工の日から建替住宅等の所有権移転及び引渡し日までの間、PFI法第71条第2項の規定により、PFI事業者に無償で貸し付ける。

3 全体に関する事項

市営住宅敷地は、別添資料①要求水準書別紙1土地利用イメージ図に示す区域とする。整備の詳細は要求水準書によるものとする。

4 余剰予定地活用に関する事項

(1) 民間施設等の整備の条件

余剰予定地活用にあたっては、市営住宅等整備業務と一体的に実施することによって、相乗効果を発揮できるように、PFI事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用する。

余剰予定地は、事業用地（高平団地）に確保し、形状については整形となるように努めること。

(2) 余剰予定地の土地利用に関する事項

余剰予定地活用については、建替住宅等及び良好な住宅地である周辺地域と調和した景観に配慮した住宅用地として活用する計画とする。

(3) その他

余剰予定地活用業務は、余剰予定地取得後、2年以内に完了（施設整備を伴わない場合は宅盤整備工事の完了、施設整備を伴う場合は当該施設の整備工事の完了）させるものとする。

PFI事業者が入札時に提示した余剰予定地の対価については、路線価（路線価については、余剰予定地の南西側前面道路の市道高平2丁目第5号線他とする。）の地価変動（入札時点との比較）に基づき補正するものとする。

また、余剰予定地の対価については、売却前に鑑定等を参考に算定した価格に基づいて適正かどうかを審査する。PFI事業者の提示した価格が不相当であった場合、鑑定評価額での売却の可否を協議し、協議が整わない場合、市は余剰予定地を売却しない。

《余剰予定地の対価の参考価格》

これは、余剰予定地の対価について、低い価格で入札された場合に余剰予定地を売却できないリスクを避けるために行ったものである。

参考価格の算出にあたっては、令和5年3月1日時点の市が想定した評価条件（売却面積3,713㎡、更地、最有効使用：低層住宅）で行っている。

なお、売却時点において参考価格の鑑定条件が異なる可能性があるため、価格が変わる可能性がある。

「余剰予定地の対価」の参考価格：20,900円/㎡

第6 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市とPFI事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置による。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとる。

1 PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

PFI事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、又はその他事業契約で定めるPFI事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行もしくはその懸念が生じた場合は、市は、PFI事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。PFI事業者が一定期間内に是正することが出来なかった場合は、市は事業契約を解除することができる。

PFI事業者の破産等により事業契約に基づく事業の継続が困難な場合は、契約を解除することができるものとする。契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、PFI事業者は契約を解除することができる。

契約解除に至る事由及び賠償措置については事業契約書で規定する。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又はPFI事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市とPFI事業者は事業継続の可否について協議を行う。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市及びPFI事業者は、事業契約を解除することができる。

事業契約が解除される場合に生じる損害についての賠償措置は、事業契約で規定する。

その他、事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、改正された法律等による。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援をP F I 事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

市はP F I 事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行う。

なお、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市はP F I 事業者と協議を行う。

第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の本契約に係る議案については、令和5年第4回定例会（令和5年12月開催予定）に提出する予定である。

2 債務負担行為の設定

市は、本事業の実施について令和5年第1回定例会において債務負担行為の設定を行っている。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

4 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

5 入札に伴う費用分担

入札参加者の入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

6 本事業に関する市の担当部署

熊本市都市建設局住宅部住宅政策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎9階

TEL : 096-328-2438

E-mail : jutakuseisaku■city.kumamoto.lg.jp

（■を@に読み替える。）